

1箇月単位の変形労働時間制に関する労使協定書

(労働基準法第32条の2 準拠)

株式会社サンプル商事（以下「会社」という）と労働者の過半数を代表する者（従業員代表 山田 太郎）は、労働基準法第32条の2の規定に基づき、1箇月単位の変形労働時間制について次のとおり協定する。

第1条（目的）

会社は、この協定の定めるところにより、1箇月以内の期間を平均し1週間当たりの労働時間が40時間を超えない範囲で、特定の週又は特定の日において法定労働時間を超えて労働させることができる。

第2条（対象労働者の範囲）

この協定は、営業部及び店舗運営部に所属する労働者に適用する。

第3条（対象期間及び起算日）

対象期間は1箇月とし、起算日は毎月1日とする。

第4条（各日及び各週の労働時間）

対象期間における各日及び各週の労働時間は、別紙勤務割表のとおりとする。ただし、対象期間を平均し1週間当たりの労働時間が40時間を超えないものとする。

（勤務割表は、対象期間の初日の少なくとも30日前までに労働者に周知する。）

第5条（休日）

休日は、勤務割表に定めるところとする。

第6条（有効期間）

この協定の有効期間は、令和8年10月1日から1年間とする。

第7条（届出）

会社は、この協定を労働基準法施行規則第12条の2の2第2項の定めるところにより、様式第三号の二により所轄労働基準監督署長に届け出る。

令和8年9月4日

会社 株式会社サンプル商事 代表取締役 佐藤 次郎 印

従業員代表 山田 太郎 印